

堆肥の購入費を補助します



資源循環型農業の推進を図るため、堆肥購入費の一部を補助します。

《対象事業者》 ※下記の全てに該当する事業者

- 本市に居住または事業所があり、本市で農業を営む農業者（個人・法人）
- 世帯内、または法人が市税などを滞納していない
- 同様の趣旨の補助金を他に受けていない

《補助対象》

2026年6月1日(月)から2027年2月28日(日)の間に、納入・散布した堆肥の累計重量が1t以上の事業者

《補助金額》

堆肥購入量1t当たり1,000円で算出した額と、1t当たりの堆肥購入単価の半額を比較し少ない額（上限50万円）

※1事業者1回限り

《申請方法》

市ホームページに掲載している申請書に必要事項を記入し、地域営農課営農支援係へ郵送か窓口への持ち込みで提出してください。

《申請期限》 2027年2月28日(日) ※当日消印有効

☎地域営農課 営農支援係
☎お太助フォン 47-4021 📠42-1003

NHK放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、下記に該当する場合は、放送受信料の全額、または半額が免除されます。

■全額免除

世帯構成員全員が市民税非課税の場合

■半額免除

下記のいずれかに該当する方が世帯主で受信契約者の場合

- 身体障害者手帳（視覚障害、または聴覚障害）を所持している方
- 身体障害者手帳が1級、または2級の方
- 療育手帳が㊟、またはAの方
- 精神障害者保健福祉手帳が1級の方

《申請方法》

市で証明を受けた免除申請書をNHKに提出
※免除事由が変更（課税状況、転居、障害程度の変更、契約者の変更など）したときは申請してください。

☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

盲導犬を給付します



視覚に障害がある方の自立と、社会参加を促進するために、広島県では対象の方に盲導犬を給付しています。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 県内（広島市を除く）に1年以上居住し、今後も相当期間県内に居住することが見込まれる方
- 18歳以上
- 身体障害者手帳（視覚障害）の1級、または2級を所持している方
- 就労（就労見込み含む）などで、社会活動の参加に効果が認められる方
- 盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められる方
- 自己所有の家屋以外に居住する場合は、盲導犬の飼育をその家屋の所有者（または管理人）から承諾が得られる方

■補助犬の同伴受け入れが義務付けられています

宿泊施設やデパート、レストランなど、不特定多数の方が利用する施設では、原則として補助犬の同伴を受け入れることが義務付けられています。

施設側は補助犬を利用する方が安心して施設を利用できるよう、適切な受け入れをお願いします。



☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

国民健康保険・後期高齢者医療制度 高額療養費制度が見直されます



公的医療保険制度を維持するため、高額療養費制度が2026年8月と2027年8月の2段階に分けて見直されます。

■高額療養費制度

病院や薬局での1か月間の支払額が上限額を超えた場合、その超えた額が払い戻される制度です。上限額は、年齢や世帯の所得に応じて決まっています。

※原則、「マイナ保険証」「資格確認書とオンライン資格確認の本人同意」「限度額適用認定証」のうちいずれかの事前提示で、病院などでの窓口支払いが月額上限までになります。

■2027年8月からの見直し内容

厚生労働省ホームページを確認してください。

■見直し後の高額療養費制度上限額（2026年8月～2027年7月） ※赤字が見直し箇所

適用区分		年収目安	世帯の上限金額(入院＋外来)			個人の上限金額 (70歳以上の外来のみ)	
70歳未満	70歳以上		月額上限		年額上限	月額上限	年額上限
			3回目まで	4回目以降 (多数回該当)			
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1%※1	140,100円	168万円	—	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1%※1	93,000円	111万円	—	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1%※1	44,400円	53万円	—	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円	44,400円※2	53万円※3	22,000円	216,000円
区分オ	—	住民税非課税	36,900円	24,600円	29万円	—	—
—	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税	25,700円	24,600円	29万円	11,000円	96,000円
—	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など)	15,700円		18万円	8,000円	—

※1（+1%）…医療費総額（10割）が右の額を超えた場合に超えた額の1%を加算。「現役Ⅰ 286,000円」「現役Ⅱ 597,000円」「現役Ⅲ 901,000円」

※2…年収約200万円未満の方は、2027年8月以降、多数回該当の金額が下がります（34,500円）。

※3…年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、2027年8月以降に払い戻します。

☎保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 📠42-2130

国民年金のあれこれ

一部免除を受けたときは残りの保険料（一部納付額）の納付を忘れずに

一部免除を受けた保険料の残りの保険料（免除を受けていない保険料）を納付しないと、障害基礎年金や遺族基礎年金、老齢基礎年金を将来受けられない場合があります。忘れず納付してください。

保険料の一部免除

本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が基準以下の場合で、本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると納付が免除される制度

2026年度の一部納付額

4分の3免除	4,480円／月
半額免除	8,960円／月
4分の1免除	13,440円／月

詳しくは
日本年金機構
ホームページ



☎三次年金事務所
☎0824-62-3107